

まちづくりのしくみを定めました



平塚市まちづくり条例

7月1日施行

平塚市のまちづくりは、将来のまちの姿を描いた都市マスター・プランなどを指針に進められています。この将来像の実現に向け、まちづくりを進めるための仕組みや手続き、基準を定めた「平塚市まちづくり条例」を7月1日に施行します。

だれもが平塚市に安心して住み続けたいと思えるよう、市民、事業者、市が力を合わせてまちづくりを進めていきましょう。

◆問い合わせ先 都市政策課(内線2414)

制定の背景

市民によるまちづくり活動の動きやまちづくりに対する市民の参加意識が高まってきたいます。都市計画の分野においても地区計画などの申し出制度や市計画提案制度を創設し、住民発意型まちづくりの仕組みが必要になつてきました。また、これまでの開発事業指導要綱(開発事業者にお願いする事項を定めたもの)に基づく開発事業は、事業者の協力を前提としたものでした。このような状況に対応するため、明確な手続きや基準を条例で定めることが必要になつてきました。

制定によって

まちづくり条例では、都市計画法に定められた規定のほかに市独自の手続きなども定めました。また、市民が取り組むまちづくり活動への平塚市からの支援についても定めているので、これらを活用することにより、地域の特性に応じたまちづくりを行

うことができるようになります。また、開発事業に伴う手続きや基準を明確にするとともに、条例の実効性を高めるため、罰則規定を設けました。

特徴 まちづくり条例の

この条例の主な特徴には、次のようなことが挙げられます。
①「市民」、「事業者」、「市」、それぞれの主体ごとに、まちづくりの仕組みや手続きを定めたこと
②まちづくり計画や開発事業計画策定に対し、早い段階から市民参加や住民手続きを始めたこと
③開発事業の種類や規模に応じたきめ細かな手続きと、紛争解決の手段として、あっせん、調停制度を設けたこと
④市民が行うまちづくりに対し、初期段階から情報提供や専門家の派遣などといった支援制度を設けたこと
これらの中にも、条例という形をとることで、手続きの公正性・透明性が向上します。

まちづくり条例の理念

- 市民、事業者、そして市が、協働して行うまちづくり
- 総合的かつ計画的なまちづくり
- 持続的発展が可能なまちづくり

市民の責務

- まちづくりの担い手としての積極的な取り組み
- 市が実施するまちづくり施策への協力

市の責務

- より良いまちづくりに向けた計画の策定、必要な施策の実施
- 市民に対する、まちづくりに関する情報の提供、市民によるまちづくりへの支援
- 事業者に対する、必要な指導や助言

- より良い環境を確保するための必要な措置
- 市が実施するまちづくり施策への協力

平塚市の魅力ある自然、歴史、文化、産業などの特性を生かし、都市の健全な発展と秩序ある整備を図ります。



平塚市長
大藏律子

より良いまちづくりをめざして

し、それぞれが役割を分かれながら、協働してまちづくりに取り組んでいくことを、その理念としています。
わたしたちには、次の時代を担う子どもたちへ、このまちの持つ自然や歴史、文化など地域の資産を継承し、さらなる輝きのあるものに高めていく責任があります。まちづくり条例が、市民のみなさんの主体的参加のもと、より良いまちづくりへの体的なまちづくりの仕組みとして制定したもののが「平塚市まちづくり条例」です。
まちづくり条例は、市民、事業者、そして市が互いに協力をしています。この条例に基づき、具体的なまちづくりの仕組みとして制定したものが「平塚市まちづくり条例」です。